

舞子福祉会費用弁済規程

社会福祉法人舞子福祉会

第1条 この規定は、社会福祉法人舞子福祉会の理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員会委員(以下役員等という)が理事長の要請により、法人の関係する任務を遂行する時の費用弁済について定める。

2. 役員等が職務を遂行するために必要となる経費について、この規定に定めのない事項については、舞子保育園の出張旅費規程の定めるところによる。

第2条 役員等で理事会等会議に出席した者について、その都度日当 8,000 円(近距離交通費をふくむ)を支給する。各年度の総額は、評議員は定款第8条に定めるところによる。理事・監事は、総額 350,000 円を超えない範囲で支給することができる。

2. 監事の監査業務については、都度日当 1,6000 円を支給する。

3. 役員研修に出席した者については、その都度第1項の日当を支給する。

第4条 職員で理事を兼任する者には、舞子保育園の給与規定の定めを準用する。

2. 職員で会議に出席した者については、日当は支給しない。

第5条 役員に対して、一般的常識を逸脱しない範囲で、中元歳暮を贈り、会議の後食事を供することができる。

{付則}

第3条 この規定は平成6年5月1日より施行する。

平成13年2月9日に一部改定する。

平成23年2月に一部改定する。

平成29年4月1日に一部改定する。